

入 札 公 告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 防災庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託
- (2) 委託場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号
- (3) 委託期間 令和8年11月の契約の日から令和11年10月31日まで
- (4) 委託業務概要 県防災庁舎、県庁5号館
上記建物に係る冷暖房設備の点検保守及び整備に係る業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和8年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理 業務の種類	冷暖房設備点検保守整備	等級区分	なし
事業所の所在地に関する 事項	宮崎県内に本店を有していること		
同種業務の実績に関する 事項	平成28年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る冷暖房設備（空気熱源ヒートポンプ式マルチパッケージエアコン）の点検保守及び整備業務		
配置技術者に関する事項	次の事項を満たす技術者を配置することができること。ただし、アの技術者は、委託期間中に建設工事の現場代理人等の常駐業務に従事しない者であること。 ア ボイラー技士2級以上、ボイラー整備士、冷凍機械責任者3種以上、冷凍機械空気調和機施工技能士2級以上のいずれかの資格を有する者1名以上 イ 第2種電気工事士以上の資格を有する者1名以上 ウ 改正フロン法による定期点検をおこなうに十分な知見を有する者1名以上 ※ア・イ・ウは、同一の者が兼ねることができる。 ※これらの者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、開札日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者とする。 ※ウの「十分な知見を有する者」については、別添「別紙：十分な知見を有する者について」参照。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

※事業所の所在地に関する事項の本店とは、登記簿上の本店とする。

※同種業務の実績に関する事項の点検保守及び整備業務とは、仕様書記載の業務内容と同等と認められるものとする。

3 契約条項を示す場所及び期間

掲示場所：財産総管理課庁舎保全担当（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

掲示期間：令和8年10月5日から令和8年10月20日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
設計図書等 閲覧及び複 写	令和8年10月 5日から 令和8年10月20日まで	県庁ホームページで閲覧・ダウンロード可 財産総合管理課で閲覧 [県庁ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
質問の受付	令和8年10月 5日から 令和8年10月 7日 17：00まで	財産総合管理課へ電子メールで送付すること。 [財産総合管理課アドレス： zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp]
回答の閲覧	令和8年10月 8日から 令和8年10月20日まで	県庁ホームページに掲示 及び財産総合管理課で閲覧 [県庁ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
入 札 書 受 付 期 間	令和8年10月 9日 8：30から 令和8年10月20日 17：00まで	財産総合管理課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参 [財産総合管理課： （〒880-8501）宮崎市橘通東 2丁目10番 1号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開 札 日 時	令和8年10月21日 11：45から	開札室 ： 県庁本館1階会議室（北西側） 宮崎市橘通東2丁目10番1号
入 札 結 果 の 公 表	令和8年11月中旬から 令和9年 3月31日まで	県庁ホームページに掲示 及び財産総合管理課で閲覧 [県庁ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]

（注意）財産総合管理課における閲覧は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- 4) 最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。